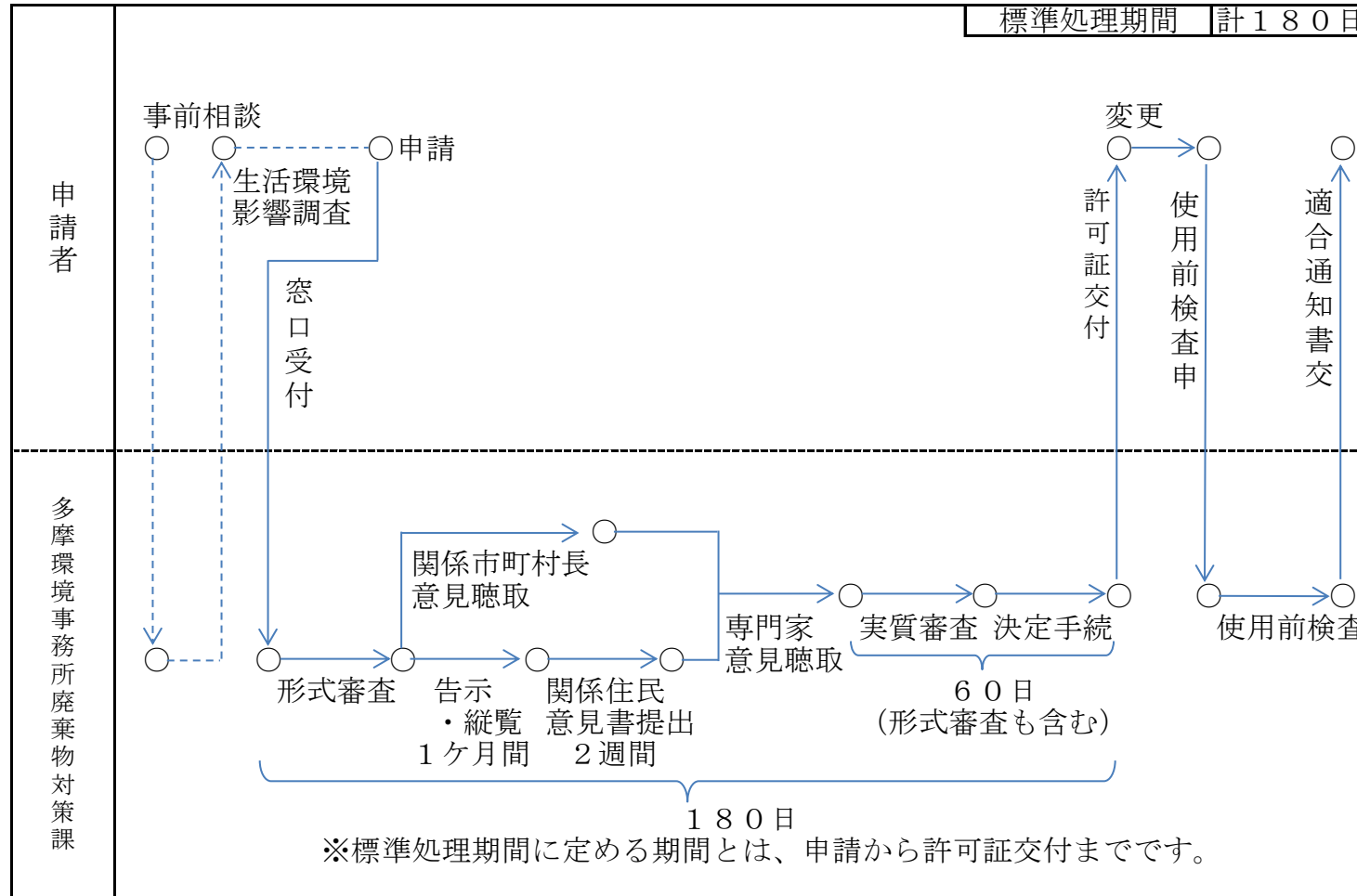


### 事務処理フロー図

作成部署 環境局多摩環境事務所廃棄物対策課審査担当 電話 042-528-2693

事務名 一般廃棄物処理施設の変更許可（焼却施設・最終処分場）

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

番号	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	関係市町村長意見聴取	生活環境保全上関係のある市町村長から意見を聞きます。
3	告示・縦覧	許可申請書及び生活環境影響調査書を定められた場所において、一定期間公開します。
4	関係住民意見書提出	利害関係のある方は、意見書を提出することができます。
5	専門家意見聴取	生活環境の保全について、専門的知識を有する方から意見を聞きます。
6	実質審査	申請書の内容について審査基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に適合するか審査します。
7	決定手続	許可の諾否について、多摩環境事務所長が決定します。
8	許可証交付	申請者に許可証を交付します。
9	使用前検査申請	変更した箇所が、基準に適合しているかどうかの検査を（申請者が）受けるための申請です。
10	適合通知書交付	使用前検査を行った結果、変更した箇所が基準に適合している場合、申請者に通知書を交付します。